

平成19年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成19年3月23日(金曜日)午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第8号並びに発議案第1号から第3号の
一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 質疑、討論、採決

議案第8号 質疑、討論、採決

発議案第1号 質疑、討論、採決

発議案第2号 質疑、討論、採決

発議案第3号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1 開 会

2 諸般の報告

3 会議録署名議員の指名

4 会期の決定

5 議案第1号から議案第8号並びに発議案第1号から第3号の上程、説明

6 議案第1号の質疑、討論、採決

7 議案第2号の質疑、討論、採決

8 議案第3号の質疑、討論、採決

9 議案第4号の質疑、討論、採決

10 議案第5号の質疑、討論、採決

11 議案第6号の質疑、討論、採決

12 議案第7号の質疑、討論、採決

13 議案第8号の質疑、討論、採決

- 1 4 発議案第 1 号の質疑、討論、採決
- 1 5 発議案第 2 号の質疑、討論、採決
- 1 6 発議案第 3 号の質疑、討論、採決
- 1 7 閉 会

出席議員（ 1 2 名 ）

- 1 番 白 井 尚 夫
- 2 番 倉 田 彰 夫
- 3 番 寺 田 一 彦
- 4 番 三 橋 秀 夫
- 5 番 立 崎 金 治
- 6 番 伊 藤 高 明
- 7 番 小 澤 定 明
- 8 番 北 村 新 司
- 9 番 福 田 守
- 1 0 番 江 澤 眞 一
- 1 1 番 高 崎 長 雄
- 1 2 番 京 増 幸 男

説明のため出席した者の職氏名

組合長	長谷川 健 一
副組合長	渡 貫 博 孝
副組合長	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	島 村 義 明
次長兼予防課長	林 田 叔 三
消防本部参事兼総務課長	原 口 貞 男
査察調査課長	荻 嶋 樹 夫
消防本部参事兼警防課長	竹 尾 要
通信指令課長	鈴 木 義 信
佐倉消防署長	落 合 謹 一
志津消防署長	小 川金右卫門
八街消防署長	大 野 道 夫
酒々井消防署長	白 鳥 直 木

議会事務局出席職員氏名

書記長 名 和 富 男
書 記 齊 藤 知 久
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後 1 時 5 5 分）

○議長（寺田一彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、会議は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長（寺田一彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、島村義明君。

○消防長（島村義明君） 消防長の島村義明でございます。お手元に配付をさせていただいております行政報告資料に基づきまして、平成 18 年中の災害救急活動状況について報告をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料の 1 ページの火災の概要をお開きいただきたいと思います。1 の火災件数でございますが、平成 18 年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの組合全体の火災件数は 111 件で、前年と比較して 12 件、9.8%の減少でございます。一昨年に続き、2 年続けてここ数年の平均出火件数を大きく下回る発生件数でございます。火災種別では、建物火災が 67 件で全体の 60.4%を占めており、前年と比較しますと 8 件の増加、林野火災は 1 件で 11 件の減少、車両火災は 21 件で 9 件の増加、その他火災、これは火災統計上枯れ草あるいは廃材、廃車車両などが燃える火災でございますが、22 件で 18 件の減少となっています。構成市町別の出火件数及び対前年比は佐倉市が 64 件で 7 件の減少、八街市が 34 件で 5 件の減少、酒々井町は 13 件で前年と同じ発生件数となっております。一つ飛んで、3 ページをお開きいただきたいと思います。2 の出火率、これは人口 1 万人当たりの出火件数をあらわしたものでございますが、組合全体では 4.1 件、構成市町別では佐倉市が 3.7 件、八街市が 4.5 件、酒々井町が 6.0 件となっています。平成 18 年中の千葉県全体の出火率が 3.8 件でございますので、組合全体としては平均を上回っている状況でございます。同じく 3 ページ中ほどの 3 の焼損棟数及びその程度でございますが、焼損棟数は 101 棟で、前年と比較して 14 棟、14.1%増加しております。焼損程度では全焼が 31 棟、半焼 7 棟、部分焼 26 棟、ぼや 37 棟となっています。次の 4 ページをお開きください。4 の損害額でございますが、火災による損害額は 2 億 914 万

6 000 円で、前年と比較しますと 2 251 万 8 000 円、9 7%減少しています。続いて、次の 5 ページをお願いいたします。中ほどの 5 の死傷者数でございますが、火災による死者は 3 人、30 日死者、これは火災により受傷した後 48 時間以上経過し、かつ 30 日以内に亡くなった者をいいますが、これが 1 人、負傷者は 18 人でございます。次に、1 ページ飛んでいただきまして、7 ページをお願いいたします。中ほどの 8 の出火原因でございますが、放火、これは放火の疑いも含めてでございますが、32 件と最も多く、全体の 28 8%を占めています。続いてこんろ 11 件、たき火 9 件、ストーブ 6 件、配線器具 5 件の順となっています。このように、放火火災が依然として多いことから、消防組合といたしましてはより一層放火火災の防止に努めてまいります。次に、1 ページ飛んでいただきまして、9 ページの救急業務の実施状況について報告をさせていただきます。1 の救急活動状況についてでございますが、平成 18 年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの組合全体の救急活動状況は、出場件数が 1 万 9 6 件、搬送人員は 9 443 人で、初めて前年を下回る結果となりました。これまで救急件数は毎年 5 %から 7 %増加を続けていきましたが、平成 18 年は逆に出場件数で 540 件、5.1%、搬送人員で 569 人、5.7%減少いたしました。減少の要因といたしましては、インフルエンザ等の流行が余りなかったこと、医療機関の協力が得られ、救急車による病院間搬送、これは転院搬送と呼ばれるものでございますが、これが減少になったこと、このほか交通事故の減少などが影響したものと考えられます。1 日平均にいたしますと約 28 件の出場になり、管内の住民約 29 人に 1 人が救急車で運ばれた計算になります。構成市町別では佐倉市が 6 214 件、これは組合全体の 61 5%になります。八街市が 3 012 件、29 8%、酒々井町が 870 件、8 7%となっています。次の 10 ページをお開きいただきたいと思います。2 の事故種別救急活動状況でございますが、急病が最も多く 6 042 件、これは全出場件数の 59 85%でございます。交通事故が 1 394 件、13 81%、一般負傷 1 324 件、13.12%、転院搬送 701 件、6 94%の順で続いています。恐れ入りますが、5 ページほど飛んでいただきまして、16 ページをお開きいただきたいと思います。5 の傷病程度別搬送人員状況でございますが、全体の 50 2%が軽症となっています。全国平均と比べますと、当消防組合の軽症率はまだ 2 %ほど低くなっていますが、引き続き救急車の正しい利用方法について住民に呼びかけていく所存でございます。同じページ中ほどの 6 現場到着所要時間別出場件数状況でございますが、平均現場到着所要時間は組合平均で 64 分となっています。第 2 救急隊を配置し、救急需要の増加に対応した結果、現在のところ全国平均よりも現場到着時間は早くなっております。恐れ入ります。3 ページ飛んでいただきまして、20 ページをお願いいたします。ドクターヘリと連携した救急活動は 123 件で、前年と比較しますと 3 件の減少となっています。構成市町別では佐倉市が 74 件、八街市 35 件、酒々井町 14 件となっています。平成 13 年 10

月に千葉県ドクターヘリ事業がスタートいたしました。ことしの1月に延べ3,000件の出場を記録いたしました。この3,000回の延べ出場件数の約25%が当消防組合で利用されている結果となっております。ドクターヘリでの搬送先といたしましては、全搬送件数の約60%がドクターヘリを運行している日本医科大学千葉北総病院に搬送されており、このほかの主な搬送先といたしましては、成田赤十字病院約10%、亀田総合病院約8.5%、旭中央病院約6.7%、千葉県救急医療センター約6%などとなっております。なお、この4月1日からは常磐自動車道を除く千葉県内の各高速道路の本線上でも、緊急の場合はドクターヘリが着陸できるようになりますが、組合管内を通過する東関東自動車道につきましては、照明器具のポールが障害物になり、着陸可能な区間が少ないために、これまでどおりインターチェンジ付近に指定されている臨時ヘリポートを使いまして活動する計画となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（寺田一彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号12番、京増幸男君、議席番号1番、臼井尚夫君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（寺田一彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（寺田一彦君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号まで並びに発議案第1号から発議案第3号までの11件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号まで並びに発議案第1号から発議案第3号までの11件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（寺田一彦君） 提案理由の説明を求めます。

組合長、長谷川健一君。

（組合長 長谷川健一君登壇）

○組合長（長谷川健一君） 本日ここに平成 19 年 3 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合公告式条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組合規約の一部改正に伴い、第 1 条から第 13 条に掲げる各条例中の表記で、組合長、副組合長及び収入役をそれぞれ、管理者、副管理者及び会計管理者に改正いたそうとするものでございます。

議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組合規約の一部改正に伴い、収入役を会計管理者に改正するとともに、その他の職員のうち会計管理者の定数を 1 名増やそうとするものでございます。

議案第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組合規約の一部改正に伴い、組合長を管理者に改正するとともに、人事院規則の一部改正に準じ、休息時間を廃止し、休憩時間の見直しをいたそうとするものでございます。

議案第 4 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組合規約の一部改正に伴い、組合長を管理者に改正するとともに、国及び千葉県の勧告に準じて管理職手当及び扶養手当の改正に加え、特殊勤務手当の廃止をいたそうとするものでございます。

議案第 5 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組合規約の一部改正に伴い、組合長を管理者に改正するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じた改正をいたそうとするものでございます。

議案第 6 号 平成 18 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第 3 号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ 1 223 万 5 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 42 億 4 913 万 9 000 円といたそうとするものでございます。歳入では、手数料、財産運用収入、繰越金及び雑入を増額し、組合債を減額いたそうとするものでございます。歳出の補正の主なものといたしましては、総務費で積立金の増額を、消防費で給料及び職員手当等の減額を、備品購入費で消防車両の事業費の確定に伴う減額をそれぞれいたそうとするものでございま

す。

議案第7号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、引き続き地方財政が非常に厳しい状況下にありますので、歳出予算の一層の削減に努め、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ41億355万1000円といたそうとするものでございます。前年度に比べ3%、1億2508万8000円の減でございます。歳入の主なものといたしましては、構成市町からの分担金及び負担金で39億2013万7000円、財政調整基金からの繰入金が1億円、組合債が7430万円などでございます。歳出では、前年度と比べ議会費が2%、4万1000円の減、総務費は82%、6万7000円の減、消防費は24%、9247万9000円の減、公債費は96%、3,150万1000円の減となっております。主な事業といたしましては、臼井出張所の水槽付消防ポンプ自動車、八街消防署の高規格救急自動車、警防課の隊員輸送車をそれぞれ更新予定でございます。

議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

提案理由の細部の説明

○議長(寺田一彦君) 議案第1号から議案第8号までの提案理由の細部の説明を求めます。

次長兼予防課長、林田叔三君。

○次長兼予防課長(林田叔三君) 次長兼予防課長の林田叔三でございます。提案理由の細部について説明をいたします。

議案第1号をお願いいたします。佐倉市八街市酒々井町消防組合公告式条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、平成18年法律第53号により、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、収入役は会計管理者に、吏員、その他の職員は職員にそれぞれ見直されること、また地方自治法の表記に準拠し、組合長を管理者に改めるため、当組合同約の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されることにより、当組合条例のうちこれらの表記を引用している関係条例13種について一括改正いたそうとするものであります。改正する条例でございますが、1、佐倉市八街市酒々井町消防組合公告式条例、2、佐倉市八街市酒々井町消防組合監査の執行に関する条例、3、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例、4、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例、5、佐倉市八街市

酒々井町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、6、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、7、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例、8、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例、9、職員の育児休業等に関する条例、10、佐倉市八街市酒々井町消防組合の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、11、職員の旅費に関する条例、12、佐倉市八街市酒々井町消防組合財政調整基金設置条例、13、佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例。以上、当組合同規約の一部改正により表記を引用している関係条例13種について、本則中の組合長を管理者に、副組合長を副管理者に、収入役を会計管理者にそれぞれ改正いたそうとするものであります。なお、施行期日といたしましては、平成19年4月1日から施行いたそうとするものであります。

議案第2号をお願いいたします。佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により収入役制度が廃止され、収入役が会計管理者に見直されることから当組合同規約の一部が改正され、平成19年4月1日から収入役が会計管理者に見直されることに伴い、本条例の一部を改正いたそうとするものであります。改正内容であります。1、本則中の収入役を会計管理者に改正しようとするものであります。2、その他の職員の定数を1人加え、6人から7人に改正するもので、平成19年4月1日から収入役が会計管理者に見直されることに伴い、当組合の会計事務については収入役及び会計職員3人の合計4人で行っておりますが、収入役は特別職の職員であるため、職員の定数外であります。しかし、収入役が会計管理者に改められることにより、会計管理者は一般職の職員であることから、その他の職員の定数に含める必要が生じたため、会計管理者1人を加え、合計7人にしようとするものであります。なお、施行期日といたしましては、平成19年4月1日から施行いたそうとするものであります。

議案第3号をお願いいたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当組合同規約の一部改正により、平成19年4月1日から組合長を管理者に見直されることに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の本則中の組合長を管理者に改めるとともに、人事院規則の一部改正により休息時間が廃止され、休憩時間の見直しが行なわれました。これにより国及び千葉県の内容に準じ、当組合同規約の一部を改正いたそうとするものであります。改正内容であります。1、消防組合同規約の改正により、本則中の組合長を管理者に改正しようとするものであります。2、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しを行うもので、人事院規則の一部改正により休息時間が廃止され、休憩時間の見直しが行なわれました。これにより国及び千葉県の改正内容に準拠し、休息時間を廃止し、休憩時間については原

則として1時間に改める改正をしようとするものであります。なお、施行期日といたしましては、平成19年4月1日といたそうとするものであります。なお、附則により、経過措置といたしましては、特別の形態により勤務する交替制勤務者の休憩時間及び休息時間につきましては当分の間従前のおりと規定するものであります。

議案第4号をお願いいたします。佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当組合同規約の一部改正により、平成19年4月1日から組合長を管理者に見直されることにより、本則中の組合長を管理者に改正すること、また平成18年10月13日千葉県人事委員会より職員の給与についての民間との均衡を図り、国の人事院勧告の内容を考慮した勧告がなされました、当組合におきましても、国及び千葉県の勧告に準じた諸手当の改正に加え、特殊勤務手当を廃止する改正をいたそうとするものであります。改正内容であります。1、消防組合同規約の改正により、組合長を管理者に改正いたそうとするものであります。2、管理職手当の支給についての改正で、国及び千葉県の勧告に準じ、定率から定額化に改正しようとするものであります。3、扶養手当の額についての改正で、国及び千葉県の勧告に準じ、3人目以降の子等にかかる扶養手当の額を1000円引き上げ、5000円から6000円に改正いたそうとするものであります。4、特殊勤務手当の支給についての改正で、別表第2に掲げる特殊勤務手当のすべてを廃止する改正をいたそうとするものであります。なお、施行期日といたしましては、平成19年4月1日から施行いたそうとするものであります。なお、附則により、改正前の給与条例の規定に基づいて支給すべき特殊勤務手当についての経過措置を規定しようとするものであります。

議案第5号をお願いいたします。佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により当組合同規約の一部改正がなされ、平成19年4月1日から組合長が管理者に見直されることに伴い、同表記を改正するとともに、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、船舶の燃料タンクに直接給油するための設備を備えた移動タンク貯蔵所が新たに危険物施設として定義づけられたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されました。これにより当組合の手数料条例の一部を改正いたそうとするものであります。改正内容であります。1、消防組合同規約の改正により、本則中の組合長を管理者に改正いたそうとするものであります。2、別表の改正で、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所の設置の許可申請手数料について別表に規定されておりますが、今回の改正は積載式移動タンク貯蔵所または航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可申請にかかる審査手数料に、

船舶の燃料タンクに直接給油するための設備を備えた移動タンク貯蔵所が新たに定められたことから、船舶を加える改正をしようとするものであります。なお、施行期日といたしましては、平成 19 年 4 月 1 日から施行いたそうとするものであります。

議案第 6 号をお願いいたします。平成 18 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第 3 号)について説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 223 万 5 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 4 913 万 9 000 円といたそうとするものであります。補正の内容につきましては、5 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。まず、歳入であります。2 款使用料及び手数料、1 目手数料は 40 万円の増額で、これは危険物施設許可申請手数料等で、当初見込みより検査事務の増加により増額するものであります。5 款財産収入、1 目利子及び配当金は 3 万 7 000 円の増額で、これは財政調整基金の預金利子の増額によるものであります。8 款繰越金、1 目繰越金の補正額は 1 644 万 1 000 円で、これは前年度の繰越金であります。9 款諸収入、2 項 1 目雑入は補正額 135 万 7 000 円の増額で、これは財団法人救急振興財団が実施している救急体制強化のための資機材導入支援事業における助成金で、自動体外式除細動器の整備による助成金の交付による増額であります。10 款組合債、1 目組合債は補正額 600 万円の減額で、これは消防車両等整備事業による組合債で、事業費の確定による減額であります。次に 6 ページの歳出について説明いたします。2 款総務費、1 目一般管理費の補正額 9 999 万 9 000 円の増額で、前年度繰越金及び職員の欠員等による人件費の余剰分及び車両購入費の余剰分等を財政調整基金へ積み立てようとするものであります。3 款消防費、1 目常備消防費は 8 776 万 4 000 円の減額であります。これにつきましては、職員の欠員等による人件費の余剰分等であります。18 節備品購入費は 865 万 2 000 円の減額で、車両購入費は水槽付消防ポンプ自動車 1 台、消防ポンプ自動車 1 台、高規格救急自動車 1 台、電源照明車 1 台の購入事業で、事業費の確定による減額であります。3 ページにお戻り願います。第 2 表地方債の補正についてであります。消防車両整備事業にかかわる地方債の限度額、利率について定めたもので、消防車両整備事業の起債額の変更により、確定後の限度額の補正を行おうとするものであります。

続いて、議案第 7 号をお願いいたします。平成 19 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。平成 19 年度一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 41 億 355 万 1 000 円といたそうとするもので、これは対前年度比 3 % の減額となっております。平成 19 年度予算の細部につきましては、4 ページからの一般会計歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。5 ページ、歳入について説明いた

します。なお、構成市町分担金分担割合につきましては、平成19年度一般会計予算資料3ページに記載されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目常備消防費分担金は36億2267万1000円で、対前年度比06%の減額であります。構成市町別の分担額は、佐倉市が22億3376万円で、分担率は6165%、八街市が10億936万円で2787%、酒々井町が3億7955万1000円で1048%であります。2目長期償還分担金は2億9746万6000円で、対前年度比95%の減額であります。減額の理由といたしましては、平成13年度債の消防本部庁舎建設事業の指令施設分及び消防車両整備事業にかかる償還が終了したことによるものであります。構成市町別の分担額は佐倉市が2億2699万1000円、八街市が5002万6000円、酒々井町が2044万9000円であります。2款使用料及び手数料、1目手数料は200万円で、前年と同額で、これは危険物の許可申請等にかかる手数料等であります。3款国庫支出金、1目国庫補助金は1000円で、対象となる事業がなく、設目のみとしております。6ページをお願いします。4款県支出金、1目県補助金は1000円で、対象となる事業がなく、設目のみとしております。5款財産収入、1目利子及び配当金は10万円で、これは財政調整基金の預金利子であります。2目物品売払収入は1万円で、平成19年度隊員輸送車の更新を予定しておりますが、これにより不用となった車両の売払金であります。6款寄附金、1目一般寄附金は1000円であります。7款繰入金、1目財政調整基金繰入金の1億円は財政調整基金からの繰入金であります。8款繰越金、1目繰越金は1000円あります。9款諸収入、1目預金利子の1000円は歳計金等の預金利子であります。2項1目雑入は699万9000円で、東関東自動車道の救急業務に対して、東日本高速道路株式会社から当組合に支払われる支弁金及び保険会社から支払われる給料天引き事務手数料であります。10款組合債の7430万円は、当組合の整備計画に基づき、平成19年度に計画しております臼井出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車、八街消防署に配置する高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材、警防課に配置する隊員輸送車の更新にかかる消防車両整備事業債であります。次に8ページからの歳出についてご説明いたします。1目議会費の204万1000円は、議員報酬及び議会運営にかかる費用で、対前年度比2%の減となっており、減額の理由といたしましては、組合議会議員の先進地視察について、日帰り1泊2日を隔年で実施しておりますが、平成19年度は日帰りに当たることにより旅費等の減額によるものであります。9ページに移りまして、2款総務費は74万8000円で、対前年度比82%の減となっており、減額の理由といたしましては、地方自治法の改正により収入役制度の廃止による給料の減額、組合議会の先進地視察について、平成19年度が日帰りに当たることにより旅費等の減額であります。1項1目一般管理費の64万3000円は、特別職3名分の給料及び組合運営に要

する経費であります。2項1目監査委員費の10万5000円は、監査委員2名分の報酬及び監査事務に要する経費であります。次に、10ページをお願いします。

3款1項消防費、1目常備消防費は38億29万5000円で、常備消防の運営に要する経費で、対前年度比24%の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、職員手当で特殊勤務手当を全廃したこと等による人件費の削減を図ったこと及び普通建設事業費等の削減によるものであります。1節報酬の73万7000円は、当組合の健康管理規程に基づく産業医1名分及び個人情報保護委員、情報公開審査委員各3名分並びに審議会委員各5名分の報酬であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費などは、性質別で見ますと全職員の人件費で、人件費の総額は34億6269万2000円で、常備消防費の91.1%を占めております。

11ページに入りまして、8節報償費の73万4000円は、人命救助や消火協力者、優良消防職団員及び医療機関等の表彰に要する経費、職員の定期研修及び音楽隊の演奏訓練時の講師等に対する謝礼であります。9節旅費の356万9000円は、全消防職員の普通旅費と消防大学校、県消防学校、救急救命士研修所等の研修及び視察、会議等にかかる特別旅費であります。10節は消防長交際費であります。

11節需用費は1億2,133万4000円で、そのうち消耗品費の1,354万5000円は消防本部及び各署所の事務用、庁用、予防用、警防用、自動車用の消耗品及び図書等の購入に要する経費であります。燃料費の1,477万7000円は消防車両等68台分の燃料、オイル及び暖房用燃料並びに非常用発電機の燃料に要する経費であります。印刷製本費の450万1000円は、年2回発行し、各世帯に配布しております当組合の広報紙ダイヤル119及び防火ポスター、各種帳票類、組合例規集、消防年報、その他の印刷にかかる経費であります。光熱水費の4,138万2000円は、消防本部及び各署所の電気、ガス、水道、下水道の使用料であります。修繕料の1,953万5000円は、消防車両の車検、12カ月点検、タイヤ交換その他の車両修繕、事務用機器、警防用備品、通信指令設備の修繕及び庁舎施設の修繕に要する経費であります。被服費の2,185万5000円は、被服の貸与規則に基づき、全職員に貸与する被服等の購入費であります。救急医薬材料費の567万8000円は、救急隊11隊が救急活動に使用する医薬品及び隊員の安全管理のための感染防止衣の購入費であります。12節の役務費の2,988万1000円は、通信運搬費の2,456万7000円は、一般加入電話、指令専用線及び消防車両等の自動車電話、携帯電話、インターネットの使用料、発信地表示システム回線使用料並びに郵便料であります。保険料の219万7000円は、消防車両の車検時の自賠責保険料、自動車任意保険料及び建物損害保険料であります。手数料の311万7000円は、空気呼吸器及び酸素ボンベの耐圧検査手数料、職員の仮眠用寝具等の乾燥及びクリーニング代、救急救命士、潜水土の免許登録料等であります。

13節委託料の4,677万8000円の主なものを申し上げます。上から3行目の消

防本部庁舎清掃委託、12ページをお願いします、上から2行目の電気設備の保安点検、3行目の消防本部及び各署所の非常用発電機保守点検委託、4行目消防本部庁舎の空調設備の保守点検、7行目の事務用機器保守管理委託はコピー、パソコン、印刷機等の保守管理委託、中段の職員健康診断は労働安全衛生法及び当組合の健康管理規程に基づく職員全員の定期健康診断料、下段から2行目の感染性産業廃棄物処理業務委託は、救急隊が応急処置に使用した廃棄物の処理業務委託、13ページに移りまして、救急用器材保守点検委託は監視モニター、除細動器等の保守点検、10行目の消防緊急通信指令施設保守点検は指令台、署所端末装置、自動出動指定装置、地図検索装置等機器の保守点検及びソフトウェアの保守委託、11行目の消防無線設備の保守点検、13行目車両動態位置管理装置保守点検は通信指令課の親局及び消防車両に積載する端末装置の保守点検。14節の使用料及び賃借料の2,748万1,000円の主なものは、消防本部及び署所のパソコン、コピー、ファクス、印刷機等の事務機器、消防車両に積載する車両動態位置管理装置の賃借料並びにテレビの視聴料等であります。14ページをお願いします。15節工事請負費は1,000円であります。16節原材料費は1,000円であります。18節備品購入費は8,924万2,000円ありますが、一般会計予算資料の4ページをあわせてご覧ください。車両購入費の8,142万円は、千葉県ディーゼル自動車排出ガスの抑制に関する条例及び当組合の整備計画に基づき平成19年度に計画しております白井出張所に配置する水槽付消防ポンプ自動車は平成6年式を更新、八街消防署に配置する高規格救急自動車は平成8年式を更新するもの、警防課に配置する隊員輸送車は平成10年式を更新するものですが、この車両は平成20年2月で国のNOx・PM法により使用できなくなるので更新するもので、一般車両から緊急車両に仕様変更し、多数傷病者発生時等に対応できるよう仕様変更するものであります。なお、平成19年度更新する車両については緊急車両のみの更新で、一般車両については先送りとしております。警防用備品購入費の560万3,000円の主なものは、消防用ホース60本は毎年度計画による更新及び空気呼吸器用ボンベ等の更新によるものであります。庁用備品購入費の203万1,000円は、職員の仮眠用寝具、事務用ロッカー、いす等その他庁用備品の老朽、破損等による購入費であります。19節負担金補助及び交付金の2,312万円の主なものは、消防大学校に3名、県消防学校に38名の研修に要する負担金。印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金は、救急業務の高度化推進に伴い、消防機関と医療機関の連携の強化を図るもので、当組合は印旛地域7消防本部と医療機関において平成15年3月18日に協議会を設立したものであります。救急救命士研修負担金は東京研修所に1名、九州研修所の薬剤投与追加講習4名の研修にかかる負担金、その他自治専門校等の研修及び職員の福利厚生事業のための助成金等であります。27節公課費の258万8,000円は、消防車両等47台分の自動車重量税であります。4款公

債費は2億9,746万7,000円で、消防施設整備にかかる組合債の償還元金、利子及び手数料であります。5款予備費は300万円であります。なお、16ページ以降については、給与費明細書等で記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3ページにお戻り願います。第2表の地方債につきましては、消防車両整備事業にかかる組合債を起すための限度額、利率等を定めようとするものであります。

続いて、議案第8号をお願いいたします。千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。改正の理由についてであります。本組合の組織団体の増加については、千葉県後期高齢者医療広域連合から千葉縣市町村総合事務組合で実施する事務について共同処理したい旨の申し出により組織団体に加えること。本組合の組織団体の減少については、北総西部衛生組合が平成19年3月31日をもって解散し、同年4月1日から香取広域市町村圏事務組合と統合することにより、本組合の組織団体から削ること。千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から会計管理者を設置すること及び吏員、その他の職員は職員に見直されることにより、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

提案理由の細部の説明

○議長（寺田一彦君） 発議案第1号から発議案第3号までの提案理由の説明を求めます。

議席7番、小澤定明君。

○7番（小澤定明君） 議席7番、小澤定明です。発議案第1号から発議案第3号までの提案理由の説明を申し上げます。なお、提出者は倉田彰夫議員、高崎長雄議員、そして私、小澤定明でございます。

それでは、初めに発議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。平成19年4月1日から佐倉市八街市酒々井町消防組合規約の一部が改正され、組合長が管理者に見直されることから、組合議会会議規則において引用しておりますこの表記につきましても、組合長から管理者に改めようとするものであります。施行期日は、組合規約の改正と同じように平成19年4月1日とするものであります。

続きまして、発議案第2号であります。佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会

議規則の左横書きに関する措置規則の制定についてであります。当消防組合議会におきます公共性、透明性を高め、管内住民並びに関係機関等との信頼関係の確保を図り、開かれた消防組合議会運営を推進する目的で、平成 19 年度から当消防組合の公式ホームページに組合議会の規則等のすべての例規関係を掲載することとなります。既に存する組合議会会議規則にかかわる情報を電子データ化するに当たりまして、右縦書きのものを左横書きに改める必要が生じ、それに伴います字句等の改正措置を定めるものであります。改正内容は、第 1 条では会議規則を左横書きに改めるための目的を定め、第 2 条で会議規則を左横書きに改めるための措置を定めるものであります。なお、施行期日を公布の日とするものであります。

続きまして、発議案第 3 号であります。専決処分事項の指定についてであります。平成 19 年 4 月 1 日から佐倉市八街市酒々井町消防組合規約が改正され、組合長が管理者に見直されることから、昭和 59 年 10 月 22 日に決議いたしました専決処分事項の規定につきましても、この表記を引用してありますので、組合長を管理者に改める必要がございます。ここで新たに平成 19 年 4 月 1 日から効力を生じる専決処分事項の規定を議決しようとするものであります。なお、専決処分事項の規定内容につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件のうち管理者が専決処分できる事項として、第 1 号で 1 件、100 万円以下において、法律上組合の責務に属する損害賠償の額を定めること、第 2 号といたしまして、組合が当事者である和解または調停で、その目的の価額が 100 万円以下のものに関するものとするものでありまして、昭和 59 年 10 月 22 日に議決いたしました内容と変更はございません。

以上皆様のご賛同を心からお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合公告式条例等の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合公告式条例等の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(寺田一彦君) 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

- 議長(寺田一彦君) 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(寺田一彦君) 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決

- 議長(寺田一彦君) 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第6号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第7号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議席10番、江澤真一君。

○10番（江澤真一君） 1点だけちょっと教えていただきたいのですが、組合債の関係なのですが、こちらの資料の方で、一番最後のところに載っていますけれども、2市1町の負担にもこれから影響するかなと思うのですが、この組合債がやはりどうしても、車両整備事業に関しては、これからは各高規格、いろんな視察に行っても、金額の高価なものを求められると思うのです。そういった場合に、長期債がこのまま増えていった場合の費用分担、各市町に対して、これが当然増えてくると思うのです。もしわかればですね。先の見通しは多分立てられているかと思うのですが、整備計画の関係でいうと、それで減ったり、増えているのですが、18年度は修理も多かったのです。19年度は今度減るわけなのですが、その辺の見通しですね。そのまま増えていった場合どうなるかなというのは実は危惧しているのですが、その辺の、計画のまずその点と、そのままどんどん、どんどん増えていった場合、例えばほかの組合、一部組合とか清掃組合とか、そういう面では負担金が減額になっているのです。これがどう反映されていくかというよりも、この負担金が2市1町でこれからいつ来るかなというのはちょっと不安なのですが、その辺の見通しみたいなものを教

えていただければと。

○議長（寺田一彦君） 消防長。

（消防長 島村義明君登壇）

○消防長（島村義明君） 江澤議員の質問にお答えをいたします。

組合債の今後の見込みということでございますが、19年度から現在の償還額以上には原則増やさないという形で計画を立てております。したがって、今後突発的に、例えば庁舎の建設あるいは特殊な車両、救助工作車とか、あるいははしご車とか1台2億円前後するようなもの、こういったものを購入する特定の年度以外については、すべて現在の償還額よりも抑えていくということを基本方針にしておりますので、今後は減額、下がっていく、そのような見通しでございます。なお、今後の償還の見込みでございますが、20年度がピークになるように考えております。それ以降につきましては少しずつ減ってまいりまして、24年度になりますと2億を切りまして、1億円台の償還額になっていく、そんなふうに見込みを立ててございます。

以上でございます。

○議長（寺田一彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 発議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 発議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の左横書きに関する措置規則の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の左横書きに関する措置規則の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 発議案第3号 専決処分事項の指定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第3号 専決処分事項の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告(午後2時53分)

○議長(寺田一彦君) 以上をもちまして、平成19年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。